

旭長社第80号
令和6年3月28日

居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所 管理者 各位

旭川市長 今津寛介
(福祉保険部長寿社会課担当)

サービス提供事業所の都合による提供時間数の変更に伴う
ケアプラン変更に係る取扱いについて

指定居宅介護支援及び指定介護予防支援等におけるケアマネジメント業務におけるケアプラン変更に係る業務の取扱いについては、令和5年3月22日付け旭長社第595号で本市の考え方を示しているところですが、昨今、サービス提供事業所の都合による提供時間数の変更に伴うケアプランの取扱いについて、多くの居宅介護支援事業所等から問合せがあることから、次のとおり考え方を示しますので、本通知を参考の上、適切に業務を実施いただくようお願いいたします。

1 事業所との連絡・調整等

本来、利用者一人ひとりにとって必要な支援内容及びサービス提供時間数を検討した上で、当該条件に該当するサービス提供事業所を選定し、ケアプランが作成されていることがケアマネジメントの前提であることから、時間の長短に関わらず、サービス提供事業所の都合により、介護支援専門員との協議や計画の見直しなくサービス提供時間数の変更が生じることはケアマネジメントにおいて想定されない事案である。

したがって、介護支援専門員は、サービス提供事業所から提供時間数の変更に係る相談があった場合には、従来の支援計画が利用者の状況の変化以外の要因で変更されることがないように、計画どおりのサービス提供の継続が可能かについてサービス提供事業所に対して相談するとともに、サービス提供事業所の都合による提供時間数の変更が避けられない場合は、当初の計画どおりのサービス提供が行える事業所を利用者に対して提案するなど、計画に沿った支援の管理に努めること。

2 軽微な変更の可否

本市の考え方や「1 事業所との連絡・調整等」で示した内容を踏まえ、サービス提供事業所の時間短縮等によるケアプランの内容変更を軽微な変更として取り扱うことは行わないこと。

なお、この考え方は、ケアマネジメントにおいて単なる事業所の都合による時間短縮等によってケアプランの内容が変更されることは想定されないこと、及びサービス提供時間数の変更はサービスの提供内容に直接的な影響を及ぼすことが想定されることを前提とした考え方であることに留意されたい。

3 事業所の都合により提供時間数を変更する場合の取扱い

運営基準において定められている居宅介護支援等を構成する一連の業務（利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、ケアプランの作成）を実施した上で、支援を実施すること。

なお、サービス担当者会議開催の調整を行った結果、サービス担当者の事由によりサービス担当者会議への出席が得られなかった場合等、やむを得ない理由がある場合については、サービス提供時間数が事業所の都合によって変更となること等について、サービス担当者に対する照会等により意見を求め、利用者にとって適切な支援を提供するための業務を漏れなく実施すること。

また、サービス提供事業所からの提供時間数の変更に係る相談が、実際に提供時間数を変更しようとする日の直前である場合であっても、サービス提供事業所との緊密な連絡・調整を図り、利用者にとって切れ目なく支援計画を実行することに努めること。